

行 動 計 画

平成 31 年 3 月 31 日

社会福祉法人三慶会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 令和 3 年 3 月 31 日までに、子の看護休暇及び介護休暇を時間単位で取得できるように規程の整備をし、令和 3 年 4 月 1 日から導入する。

＜ 対策 ＞

- 令和元年 9 月～ シュミレーション並びに職員からの意見聴取により
課題点を抽出し、検討する。
- ～令和 3 年 3 月 規定の整備をし、職員へ周知する。